

報 告 書 資 料

個人住民税における寄附金控除の対象に地方公共団体を追加した際の理由

3 寄附金控除の対象の拡大

(1) 創設の趣旨

個人住民税の寄附金控除の対象に、都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金を追加することとし、平成6年度分の個人住民税から適用することとした。(中略)

今回、新たに、都道府県、市町村又は特別区に対して10万円を超える寄附金を支出した場合においても、その10万円を超える寄附金の金額について寄附金控除の対象とすることとしたが、これは、

- ① 地域の公益増進に資するものであり、個性豊かな魅力ある地域づくりの推進が各地域の緊急の課題となっている今日、地域づくりの担い手である地方団体に対する寄附を奨励することには、必要性、緊急性が認められること、
 - ② これらの地方団体は一方で寄附金控除を行う立場に立つとともに、他方で寄附金を受領する立場に立つものである中で、それぞれの地方団体が相互に寄附金控除を認めることによってそれぞれの地方団体に受益が認められるものであること
- 等の理由により、都道府県共同募金会や日本赤十字社の支部に対する寄附と同様の取り扱いをすることが適当と考えられたためである。(後略)

公益活動等に対する寄附金に関する税制の概要(個人住民税)

【対象団体等】

対象となる寄附金	都道府県共同募金会 に対する寄附金 (総務省の住所地における都道府県共同募金会に限る) [赤い羽根募金 など]	日本赤十字社の支部 に対する寄附金 (総務省の住所地における日本赤十字社の支部に限る) [救急医療体制の整備等に充てるための寄附金 など]	都道府県、市区町村 に対する寄附金
創設年度	平成2年度	平成4年度	平成6年度
寄附をした個人の税制上の取扱い	「寄附金(※) - 10万円」を所得から控除 ※ 総所得の25%を限度		

【平成18年度における寄附金控除の適用状況】

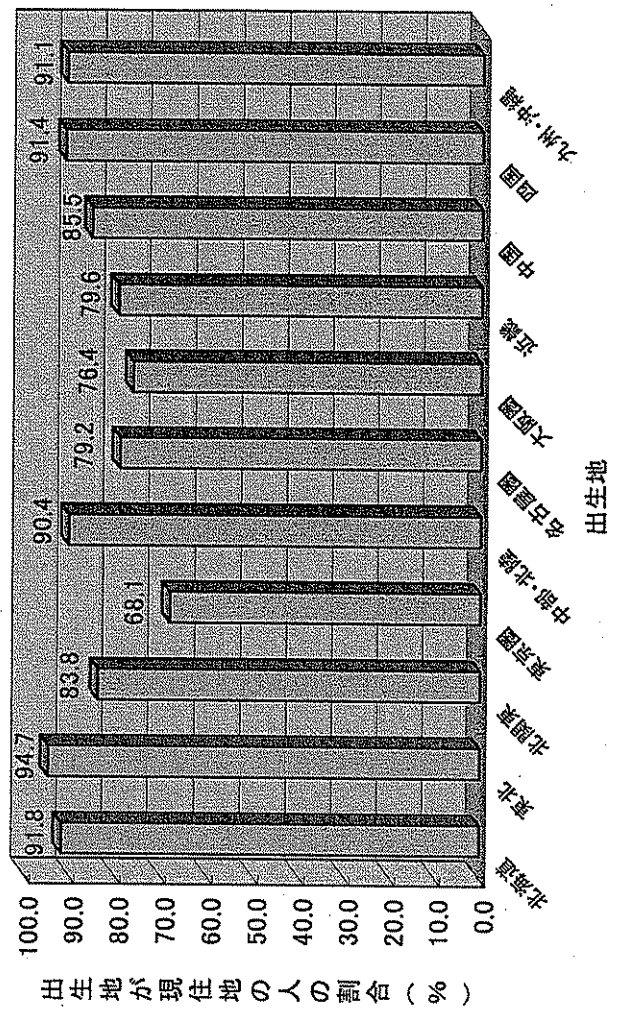
	共同募金会	日本赤十字社	都道府県、市区町村	左記のうち2つ以上	合計
人数	940人	2,247人	2,518人	491人	6,196人
控除額	499百万円	1,024百万円	1,886百万円	404百万円	3,813百万円

＜参考＞所得税における寄附金に関する税制の概要

- ・国、地方団体や特定公益増進法人に対する寄附金、指定寄付金などが対象
- ・「寄附金(※) - 5,000円」を所得から控除(※ 総所得の40%を限度)
- ・適用状況は、人数156,346人、控除額26,889百万円
 (平成17年分の所得税における寄附金控除の適用状況(「平成17年分申告所得税標本調査」(国税庁)より))

現住地と出生地の関係

出生地	現住地	東北	北関東	東京圏	中部・北陸	名古屋圏	大阪圏	近畿	中国	四国	九州・沖縄
北海道	91.8	0.4	0.6	2.5	0.6	1.4	0.4	0.0	0.2	0.0	0.4
東北	2.6	94.7	3.8	6.4	1.2	0.9	0.6	0.4	0.1	0.3	0.2
北関東	0.1	0.8	83.8	3.9	0.5	0.3	0.3	0.1	0.1	0.2	0.2
東京圏	1.8	2.3	6.8	68.1	3.5	2.6	1.6	1.1	1.5	1.0	1.8
中部・北陸	1.0	0.5	1.5	6.2	90.4	3.7	2.1	1.5	0.6	0.1	0.5
名古屋圏	0.1	0.2	0.4	1.4	1.1	79.2	1.6	1.0	0.2	0.1	0.5
大阪圏	0.0	0.1	0.9	2.8	0.8	2.7	76.4	10.3	3.9	2.3	1.6
近畿	0.1	0.1	0.1	0.5	0.3	0.9	3.0	79.6	0.1	0.3	0.2
中国	0.4	0.0	0.4	1.6	0.3	1.0	4.5	1.7	85.5	1.8	1.5
四国	0.1	0.0	0.3	1.1	0.2	0.9	3.2	0.5	2.2	91.4	0.6
九州・沖縄	0.4	0.2	0.8	4.0	0.9	5.8	5.7	3.4	4.5	1.8	91.1
外国	1.6	0.6	0.8	1.5	0.4	0.6	0.8	0.4	1.2	0.6	1.5
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0



※1 国立社会保険・人口問題研究所「第5回人口移動調査 (2001年)」より作成。

※2 現住地・出生地の区分は以下のとおり。

- 北海道：北海道
- 東北：青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
- 北関東：茨城、栃木、群馬
- 東京圏：埼玉、千葉、東京、神奈川
- 中部・北陸：新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、静岡
- 名古屋圏：岐阜、愛知、三重
- 大阪圏：京都、大阪、兵庫
- 近畿：滋賀、奈良、和歌山
- 中国：鳥取、島根、岡山、広島、山口
- 四国：徳島、香川、愛媛、高知
- 九州・沖縄：福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

居住経験のある都道府県の数について

※国立社会保障・人口問題研究所「第5回人口移動調査(2001年)」より作成

居住経験のある都道府県の数	割合(%)
1カ所	37.5
2カ所	29.4
3カ所	15.4
4カ所	6.7
5カ所	2.8
6~10カ所	2.2
11カ所以上	0.1
不詳	5.8

↑
1つの都道府県にしか住んだことのない人は、全体の37.5%

↑
56.6%の人は、2カ所以上の都道府県に住んだことがある。

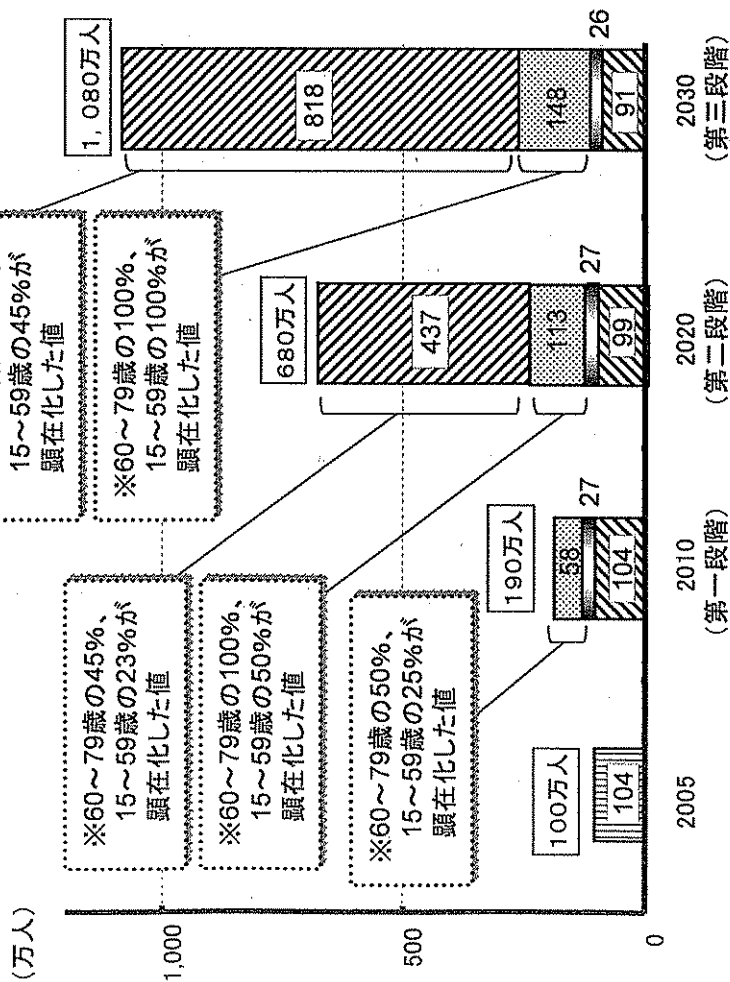
平均数(外国含む)	2.13
平均数(外国除く)	2.09

※外国は1カ所として計算

二地域居住人口 ～大胆な仮定にもとづく現状推計と将来イメージ～

■二地域居住人口(現状推計と将来イメージ)

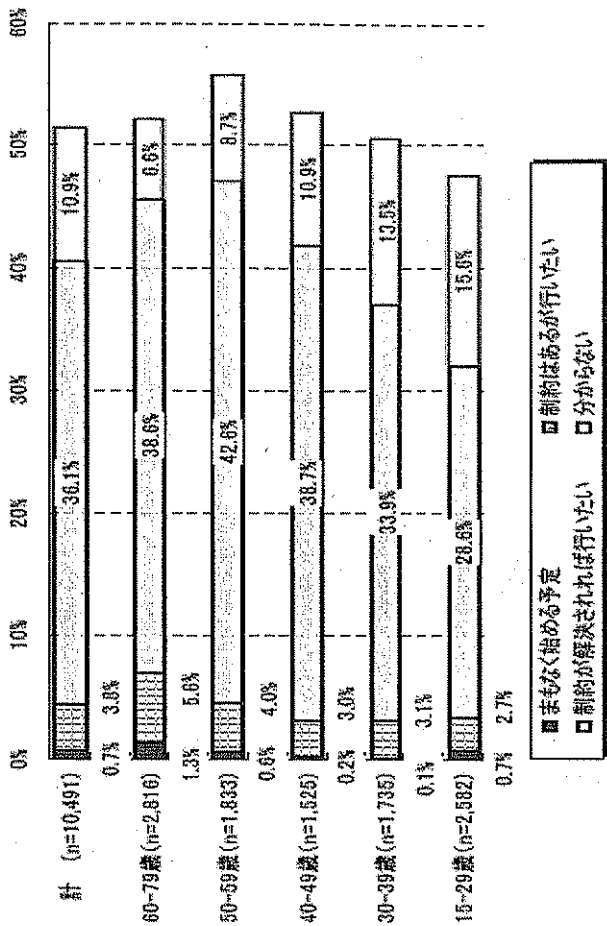
※将来イメージは大胆な仮定にもとづいており、解釈には留意が必要である。
 ※「二地域居住人口」とは、都市住民が、年間で一ヶ月以上の中長期、あるいは定期的・反復的に、農山漁村等の同一地域に滞在する「二地域居住」者からなる人口



潜在二地域居住人口(実行予定グループ)
 潜在二地域居住人口(強志向グループ) [制約があるがやりたい]
 潜在二地域居住人口(弱志向グループ) [制約が解決されればやりたい]
 現状推移値
 二地域居住人口(現状)

(参考)

○二地域居住者の将来意向



○各段階における顕在化率の想定

強志向グループ (制約があるがやりたい)	第一段階	第二段階	第三段階
60~79歳	50	100	100
15~59歳	25	50	100
弱志向グループ (制約が解決されればやりたい)	0	45	90
15~59歳	0	23	45

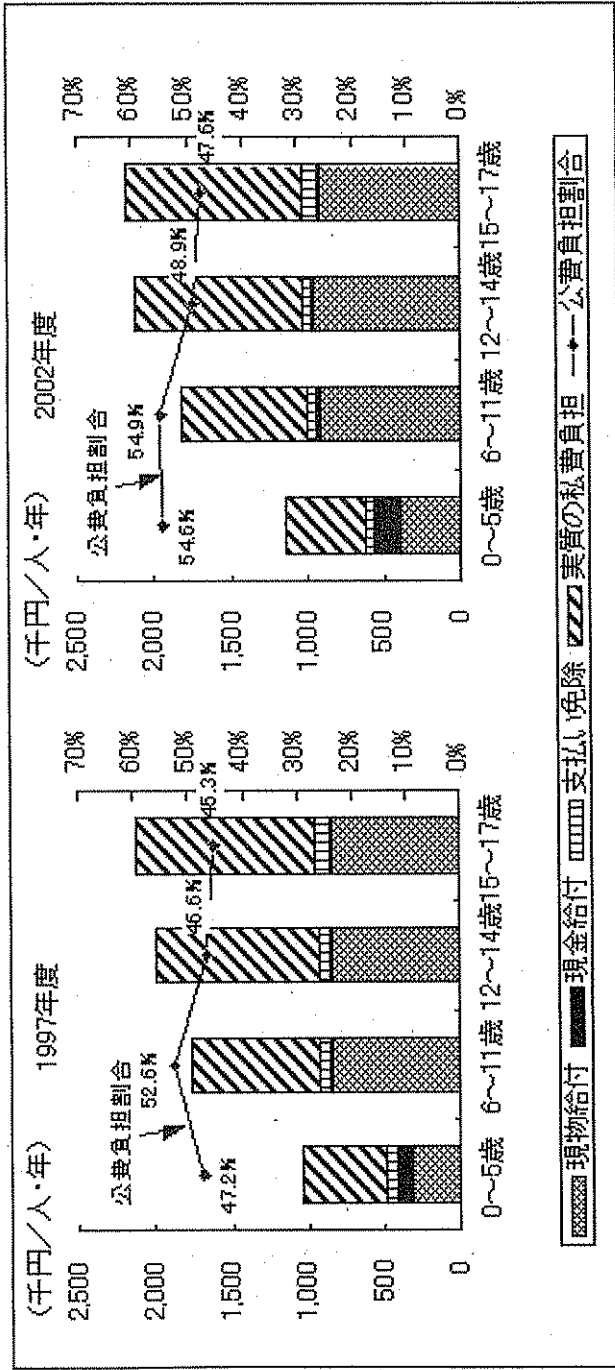
○調査対象

人口30万人以上の都市住民約1万人にアンケート調査を行った。

出生から高校卒業までに必要な費用について

～内閣府「社会全体の子育て費用に関する調査研究」より抜粋～

〔年齢(4段階)別子ども1人あたりの子育て費用における公費負担・私費負担の内訳〕



区分	1997年度:費用推計結果(千円)				2002年度:費用推計結果(千円)			
	0~5歳	6~11歳	12~14歳	15~17歳	0~5歳	6~11歳	12~14歳	15~17歳
公費負担	493	924	930	956	626	1,002	1,038	1,039
実質の私費負担	550	834	1,065	1,156	521	822	1,084	1,146
総額 (公費負担・私費負担計)	1,043	1,758	1,994	2,112	1,148	1,824	2,122	2,184

※公費負担は、学校教育費、福祉・医療関係費、租税支出等の合計額

(参考) 上記資料(2002年度分)に基づき、出生から高校卒業までに必要な費用を推計

$$626 \times 6 + 1,002 \times 6 + 1,038 \times 3 + 1,039 \times 3 = 15,999 \text{ (千円)}$$

ふるさと意識やふるさとの定義に関する一般の意識調査について(1)

ふるさと意識やふるさととして何を考えるか。国民一般の認識に関する公的機関による調査は見当たらない。概括的な把握のため、この問題に関する民間機関による調査結果を複数示せば、以下のとおり。

①Yahoo!による調査

設 問：「ふるさと」の定義で、一番しっくりくるのはどれですか？

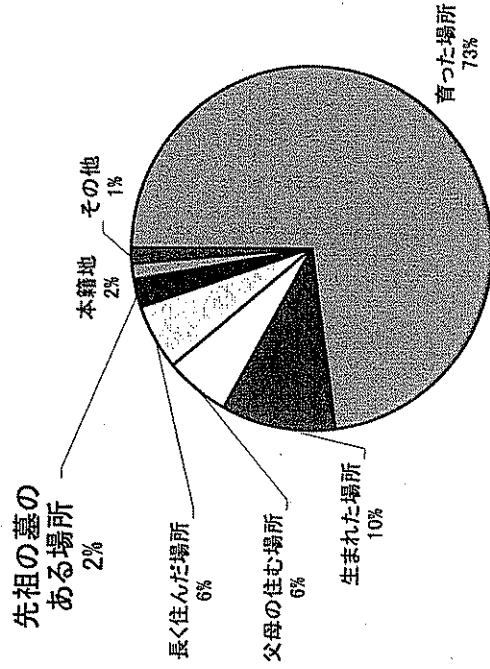
実 施 期 間：平成19年5月12日～5月15日

調 査 方 法：インターネット上での投票

回 答 数：121,088人

【回 答】	【回答数】	【回答割合】
育った場所	88,226	73%
生まれた場所	12,177	10%
父母の住む場所	7,338	6%
長く住んだ場所	7,090	6%
先祖の墓のある場所	2,860	2%
本籍地	1,847	2%
その他	1,550	1%

①Yahoo!による調査



ふるさと意識やふるさととの定義に関する一般の意識調査について(2)

②住宅・不動産情報ポータルサイトHOME' Sによる調査

設 問：「ふるさと」の定義とは何か

実 施 期 間：平成19年5月18日～5月20日

調 査 方 法：インターネット調査

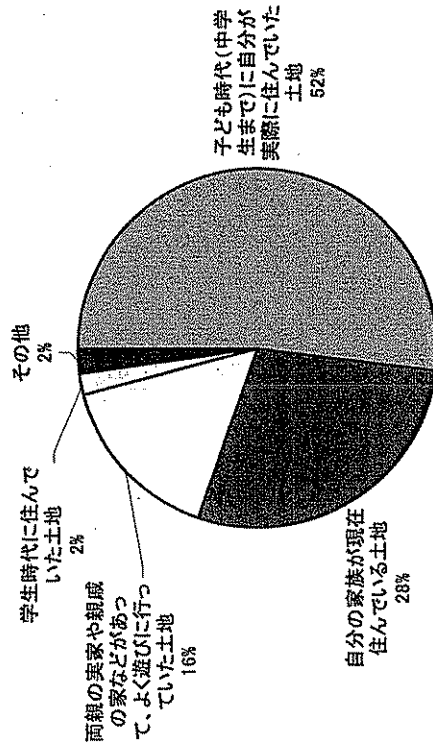
調 査 対 象：全国在住の15歳以上の男女

回 答 数：12,694人

【回 答】 【回答数】 【回答割合】

子ども時代(中学生まで)に自分が実際に住んでいた土地	6,588	52%
自分の家族が現在住んでいる土地	3,592	28%
両親の実家や親戚の家などがあって、よく遊びに行っていた土地	1,968	16%
学生時代に住んでいた土地	279	2%
その他	267	2%

②住宅・不動産情報ポータルサイトHOME' Sによる調査



ふるさと意識やふるさとの定義に関する一般の意識調査について(3)

③NPO法人 政策過程研究機構による調査

設 問 : 払いたい地域の選択基準としてあてはまるものを、全てお選びください。

(複数回答可)

実施期間 : 平成19年6月13日～6月15日

調査方法 : インターネット調査

調査対象 : 学生と専業主婦を除く、個人年収103万円以上の20～30代男女

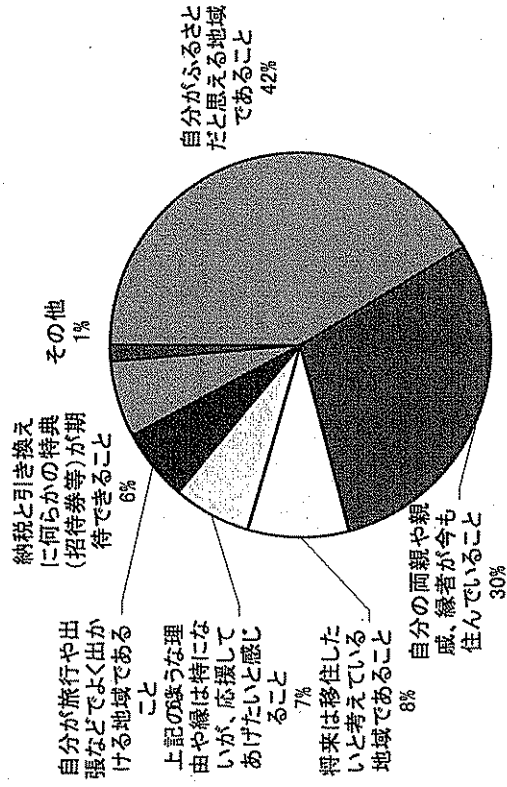
回答数 : 1,172人(延べ2,143人)

【回 答】

自分がふるさどと思える地域であること	886	42%
自分の両親や親戚、縁者が今も住んでいること	632	30%
将来は移住したいと考えている地域であること	182	8%
上記のような理由や縁は特にないが、応援してあげたいと感じること	144	7%
自分が旅行や出張などでよく出かける地域であること	134	6%
納税と引き換えに何らかの特典(招待券等)が期待できること	133	6%
その他	32	1%

【回答数】 【回答割合】

③NPO法人 政策過程研究機構による調査



各国の寄附金税制等の状況 (未定稿)

国名	納税者の意思により納税先の地方自治体を選択できる仕組み	居住地の地方自治体に納付した上で、納税者の意思に基づいて他の地方自治体に税額の一部又は全部を移転させる仕組み	用途について納税者が指定できる仕組み	個人が地方自治体に対し寄附を行った場合の税額の減額措置の有無
イギリス	×	×	×	×
ドイツ	×	×	×	○
フランス	×	×	×	○
イタリア	×	×	○	×
オランダ	×	×	×	○
ベルギー	×	×	×	×
スウェーデン	×	×	×	×
スペイン	×	×	○	×
ハンガリー	×	×	○	○
ポーランド	×	×	○	×
ロシア	×	×	×	×
オーストラリア	×	×	×	○
韓国	×	×	×	○
中国	×	×	×	×
インド	×	×	×	○
メキシコ	×	×	×	○
ブラジル	×	×	×	○
アメリカ	×	×	×	○
カナダ	×	×	×	○

各国の寄附金税制等の状況(制度の例) (未定稿)

○「3. 用途について納税者が指定できる仕組み」の例

イタリア・・・所得税額の0.5%を、①非営利組織、②科学研究機関・大学、③医療関係研究機関の用途とすることができる。
スペイン・・・カトリック教会、非政府・非営利の社会事業団体に対して納税額の一定割合(2007年0.5329%、2008年0.7%)を指定することが可能。
ハンガリー・・・国税において、NGO、基金・財団、優遇NPO・NGO、公的施設、教会・宗教団体等に納税額の1%を寄附できる。
ポーランド・・・納税額の1%について、納税者がNPO等を納税先に指定できる。

(参考)イギリス・・・個人がチャリティに対して寄附を行った場合、歳入関税庁から当該チャリティに対して、当該個人が納めた所得税額のうち「チャリティへの寄附に係る所得税額相当分(いわばマイナスの所得税)」が交付される。

○「4. 個人が地方自治体に対し寄附を行った場合の税額の減額措置」の例 (地方自治体以外への寄附も含む。)

ドイツ・・・納税者の慈善、教会、宗教、学問及び公益を促進する目的での支出、並びに政党への寄附は、所得税において特定支出として考慮される。

フランス・・・寄附金が社会事業または人道的事業に当てられる場合、課税所得の20%を上限として、寄附金額の66%が控除される。

オランダ・・・「公共の福祉」を増進するものであることが承認された団体に対する寄附について減額。

ハンガリー・・・NPOや教会等に対する慈善寄附金について税額控除。

オーストラリア・・・税務当局が承認した、病院、教育・研究機関等への2豪ドルを超える寄附について控除。

韓国・・・所得金額の100%の限度内で、寄附金額の全額を所得控除。

インド・・・中央政府や州政府が設置した慈善目的の基金・機関等への寄附について減額。

メキシコ・・・寄附金額を所得から控除。

ブラジル・・・寄附の対象が、文化省の審査及び承認を受けた地方の文化事業に該当すれば、税額の6%まで減額可能。
(控除額の算定は、寄附の対象によって異なる。)

アメリカ・・・連邦政府税制において、州政府等に対して公共目的のためになされる寄附は所得控除。

(州政府において、連邦政府税制の課税所得を考慮する州政府では、所得控除の影響が生じることとなる。)

カナダ・・・所得税(国税)で税額控除。(各種控除後の純所得の75%を上限とし、連邦税は29%まで、州税は各州が定めた割合までを

乗じた金額を控除)

個人住民税における税額控除

資料6

税額控除名	趣 旨
配 当 控 除	個人所得課税と法人課税との二重課税の調整
外 国 税 額 控 除	国際間の二重課税の調整
配 当 割 額 控 除	納税義務者が特定配当等、特定株式等譲渡所得金額について申告した場合には所得割で課税し、所得割額から配当割額及び株式等譲渡所得割額を控除
株式等譲渡所得割額控除	

→
 二重課税を調整する趣旨のもの

※ 平成19年度以後、税源移譲に伴い、所得税と住民税の人的控除額の差に基づく負担増を調整するための控除が適用される。

(参考) 税額控除における政策的控除の例

対象	税額控除名	所得税	個人住民税
個人	住宅借入金等特別控除	有	無
	政党等寄付金特別控除	有	無
青色申告者	試験研究費が増加した場合等の特別控除	有	無
	エネルギー供給構造改革推進設備を取得した場合の特別控除	有	無
	情報通信機器等を取得した場合等の特別控除	有	無

※ 住宅借入金等特別控除については税源移譲に伴う経過措置あり

アンケート結果（福井県独自調査）

- 「ふるさと納税」のような制度が必要か。

	ぜひ必要 どちらかというと必要	あまり必要ない 全く必要ない	どちらでもない
東京	36.3%	29.7%	34.0%
大阪	44.9%	32.3%	22.8%
名古屋	45.4%	26.3%	28.3%
福井	60.0%	15.7%	24.3%
計	46.6%	26.0%	27.4%

- 「故郷寄付金控除」があれば寄付したいか。

	ぜひ寄付したい 機会があれば寄付したい	あまり寄付したくない 全く寄付したくない	どちらでもない
東京	37.4%	29.2%	33.4%
大阪	48.9%	26.8%	24.3%
名古屋	46.3%	25.4%	28.3%
福井	61.1%	11.2%	27.7%
計	48.4%	23.2%	28.4%

- 寄付をする額は、税金の何割ぐらいが適当か。

	1割	2割	3割	4割以上
東京	58.4%	33.3%	8.3%	0.0%
大阪	25.0%	34.5%	25.6%	14.9%
名古屋	38.6%	28.7%	22.8%	9.9%
福井	40.6%	27.8%	21.8%	9.8%
計	39.8%	30.5%	20.5%	9.2%

【アンケート調査】

場 所：東京、大阪、名古屋、福井

調査方法：対面記入式アンケート

調査期間：平成19年7月6日～8日

所得税における寄附金控除制度の変遷

	方式	適用下限額	上限額
S37改正	『寄附金一適用下限額』の20%を税額控除	総所得金額等の3%又は30万円の少ない金額	総所得金額等の10%
S39改正	30%に引上げ	↓	20%に引上げ
S41改正	↓	↓	30%に引上げ
S42改正	所得控除に変更	総所得金額等の3%又は20万円の少ない金額	総所得金額等の15%
S43改正		総所得金額等の3%又は10万円の少ない金額	↓
S48改正		↓	25%に引上げ
S49改正		適用下限額を統合し、1万円に引下げ	↓
H17改正		↓	30%に引上げ
H18改正		5千円に引下げ	↓
H19改正		↓	40%に引上げ
現行制度	所得控除	5千円	総所得金額等の40%

※個人住民税は、平成2年度創設(平成元年改正)、方式:所得控除、適用下限額:10万円、上限額:総所得金額等の25%

「ふるさと納税研究会」開催要綱

1. 趣 旨

最近、地方公共団体の長などから、都会に転出した者が成長する際に地方が負担した教育や福祉のコストに対する還元のしくみができないか、生涯を通じた受益と負担のバランスをとるべきではないかとの意見が、また、都会で生活している納税者からも、自分が生まれ育ったふるさとに貢献をしたい、自分と関わりの深い地域を応援したいとの意見が寄せられている。

このような「ふるさと」に対する納税者の貢献等が可能となる税制上の方策の実現に向け、幅広く研究するため、総務大臣のもとに研究会を開催する。

2. 名 称

本会合は、「ふるさと納税研究会」（以下「研究会」という。）と称する。

3. 検 討 内 容

- (1) 「ふるさと」に対する納税者の貢献や、関わりの深い地域への応援が可能となる税制上の方策
- (2) 税理論上の整理
- (3) 「ふるさと」とすべき地方公共団体の考え方
- (4) 納税者の手続及び市町村の事務負担を考慮したしくみのあり方
- (5) その他実現に向けて検討が必要な事項

4. 構 成 員

別紙のとおり。

5. 運 営

- (1) 研究会に座長を置き、総務大臣があらかじめ指名する。
- (2) 座長は、研究会を招集し、主宰する。
- (3) 座長は、不在の場合など必要の都度、これを代行する者を指名することができる。
- (4) 座長は、必要に応じ、関係団体等に出席を求めることができる。
- (5) 会合は、原則として公開しないが、研究会終了後、配布資料を公表するとともに、必要に応じブリーフィングを行う。また、速やかに研究会の議事概要を作成し、これを公表するものとする。

6. 開 催 日 程

平成19年6月1日（金）に第1回研究会を開催する。

7. 庶 務

研究会の庶務は、総務省自治税務局市町村税課が行う。

ふるさと納税研究会

構成員名簿

(敬称略)

(座長) しまだ はるお
島田 晴雄

千葉商科大学学長

(五十音順)

あとだ なおすみ
跡田 直澄

慶應義塾大学商学部教授

おだぎり とくみ
小田切 徳美

明治大学農学部教授

くわの いずみ
桑野 和泉

(株)玉の湯代表取締役社長

さとう ひであき
佐藤 英明

神戸大学大学院法学研究科教授

ちば みつゆき
千葉 光行

市川市長

にしかわ いっせい
西川 一誠

福井県知事

はせがわ ゆきひろ
長谷川 幸洋

東京新聞・中日新聞論説委員

はたけやま たけみち
畠山 武道

上智大学大学院地球環境学研究科教授

みずの ただつね
水野 忠恒

一橋大学大学院法学研究科教授